

重加算税がある場合の加算税の基礎となる税額の計算書

あなたの重加算税又は過少(無)申告加算税の基礎となる税額は、この計算書の27欄の太枠内に記載しています。

年分		氏名 _____ 殿							
		A	B	C	D	E	F	G	H
				隠蔽仮装事由 部分の額	隠蔽仮装事由以外 の事実のみに基づ いて更正決定等が あったとした場合 の額 (B-C)	Cのうち電磁的記 録等に記録された 事項に係る部分の 額	Dの事実及びEの 事項のみに基づい て更正決定等があ ったとした場合の 額 (D+E)	不正当事由部分 の額	正当な事由がある と認められる事実 のみに基づいて更 正決定等があった とした場合の額 (D-G)
所得 金額		1	円	円	円	円	円	円	円
		2							
		3							
所得金額から差し 引かれる金額		4							
課税される 所得金額		5							
		6							
		7							
算出 税額	5欄に対する税額	8							
	6欄に対する税額	9							
	7欄に対する税額	10							
	計	11							
所得税額から差し引かれる金額		12			円		円		円
差引所得税額(11欄-12欄) (引ききれないときは0)		13							
災 害 減 免 額		14			円		円		円
再 差 引 所 得 税 額 (基準所得税額)(13欄-14欄)		15							
復 興 特 別 所 得 税 額 (15欄×2.1%)		16							
所得税及び復興特別所得税の額 (15欄+16欄)		17							
外 国 税 額 控 除 等		18			円		円		円
源 泉 徴 収 税 額		19							
申 告 納 税 額 (17欄-18欄-19欄)		20							
予 定 納 税 額		21			円		円		円
確 定 納税額	納付すべき税額	22							
	還付金相当額	23							
損失の 繰戻し	還付金相当額 (所得税額)	24							
	減少する所得税額 に係る還付加算金	25							
増差税額 (B、D、F、Hは Aとの増差税額)		26			(B-D) 円		(F-D) 円		(D-H) 円
加算税の基礎となる税額		27			重加算税分 1万円未満の 端数切捨て		Cのうち電磁的記 録に係る加重倍額 による重加算税分 1万円未満の 端数切捨て		過少(無) 申告加算税分 1万円未満の 端数切捨て

付表の八

電子通知